

平成24年度

中小企業組合検定試験問題

# 組 合 制 度

〔注意事項〕

1. 試験時間は、午後1時から午後2時20分までの1時間20分です。
2. 解答は、すべて解答用紙に記入して下さい。
3. 試験問題は、持ち帰って差し支えありません。



## 【第1問】

---

次の設問のうちから1問を選び、解答用紙の解答欄に400字以内で記述しなさい（400字を超えた場合は減点します。なお、選択した設問の番号を必ず解答用紙の所定の欄に記入しなさい）。

### （設問1）

中小企業の協同組合と株式会社の相違について述べなさい。

### （設問2）

組合における理事の職務執行適正化のための制度について述べなさい。

## 【第2問】

次の記述は、中小企業基本法からの抜粋である。□の中に該当する語句を下記の語群の中から選び、その記号を解答用紙の解答欄に記入しなさい。

〔経営の革新の促進〕

第12条 国は、中小企業の経営の革新を促進するため、新商品又は□イ□の開発をするための技術に関する□ロ□の促進、商品の生産又は販売を著しく効率化するための□ハ□の導入の促進、商品の開発、生産、輸送及び販売を統一的に管理する新たな□ニ□方法の導入の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

〔創業の促進〕

第13条 国は、中小企業の創業を促進するため、創業に関する□ホ□の提供及び□ヘ□の充実、創業に必要な□ト□の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるとともに、創業の意義及び必要性に対する国民の関心及び理解の増進に努めるものとする。

〔□チ□な事業活動の促進〕

第14条 国は、中小企業の□チ□な事業活動を促進するため、商品の生産若しくは販売又は役務の提供にかかる著しい□リ□を有する技術に関する□ロ□の促進、□チ□な事業活動に必要な人材の確保及び資金の株式又は□ヌ□その他の手段による調達を円滑にするための制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

〔語 群〕

- |          |         |        |           |          |
|----------|---------|--------|-----------|----------|
| A. 融資    | B. 新役務  | C. 革新性 | D. 研究開発   | E. 情報    |
| F. 機動的   | G. 創業者  | H. 創造的 | I. システム管理 | J. 人材    |
| K. マンパワー | L. 経営管理 | M. 設備  | N. 試験研究   | O. 新販売方式 |
| P. 社債    | Q. 新規性  | R. 方法  | S. 研修     | T. 資金    |

## 【第3問】

---

次の設問は、中小企業等協同組合制度、商工組合制度に関するものである。設問1～設問6の中から3問を選択し、解答用紙の解答欄に4行以内で記述しなさい。なお、選択した設問の番号を解答用紙の所定の欄に必ず記入しなさい。

### (設問1)

自由脱退の成立要件と予告期間を設けた趣旨について述べなさい。

### (設問2)

事業協同組合における直接奉仕の原則について述べなさい。

### (設問3)

総会における代理議決の方法及びその制限について述べなさい。

### (設問4)

「監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。」とされている理由を述べなさい。

### (設問5)

理事会の招集手続とその手続の省略方法について述べなさい。

### (設問6)

1組合員の出資持ち口数が原則25%以下に制限されている理由について述べなさい。

## 【第4問】

---

次に掲げた各文章について、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律上、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答用紙の解答欄に記入しなさい（全部に○印のみ、又は×印のみをつけた場合は、無効解答とします）。

1. 相互扶助を目的とする中小企業の組合には、いかなる場合も独占禁止法は適用が除外される。
2. 組合員は、組合の承諾なく、その持分を他人に譲渡することができない。
3. 総会は一定の招集手続が必要であるから、招集手続なく組合員全員が集まった席で決めたことを総会決議とすることはできない。
4. 理事会は代表理事が招集するものと法律で規定されている。
5. 監事の任期は、4年以内において定款に定める期間である。
6. 協同組合連合会の会員組合の組合員（所属員）の合計が1,000人を超えた場合は、員外監事を置かなければならない。
7. 組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置かなければならない。
8. 脱退した組合員の持分は、脱退した時点の組合財産によって決まる。
9. 「経費の分担に関する規定」は定款の絶対的の必要記載事項であるから、賦課金を徴収しない組合であっても定款に規定しなければならない。
10. 任期満了の役員改選で、同一人が代表理事に再選された場合は、変更登記は不要である。